

愛知県流域下水道一般利用施設管理規則（平成十四年三月二十六日規則第十三号）

最終改正:平成三十一年 三月二九日規則第三四号

改正内容:平成三十一年 三月二九日規則第三四号 [令和4年7月31日]

---

○愛知県流域下水道一般利用施設管理規則

平成十四年三月二十六日規則第十三号

改正

平成一七年 七月 八日規則第九八号

平成三十一年 三月二九日規則第三四号

愛知県流域下水道一般利用施設管理規則をここに公布する。

愛知県流域下水道一般利用施設管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和五十五年愛知県条例第一号。以下「条例」という。)第八条に規定する一般利用施設(以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第二条 施設の利用者(以下「利用者」という。)は、施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 建造物その他の施設を損傷すること。

二 竹木その他の植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。

三 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。

四 知事(条例第九条の規定により知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)がある場合にあっては、指定管理者。次号、第四条及び第五条において同じ。)が指定する場所以外の場所にごみ、吸い殻その他の汚物を捨てること。

五 知事が指定する場所以外の場所で喫煙をし、又は火気を使用すること。

六 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(利用時間)

第三条 施設の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間を変更することができる。

(利用の禁止又は制限)

第四条 知事は、施設の損壊、施設内における工事その他の理由により、施設の保全又は利用者の危険の防止のため必要があると認めるときは、施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

(指示及び退去命令)

第五条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、施設の利用に関し指示をし、又は施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第六条 利用者は、故意又は過失によって施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

2 指定管理者は、前項の規定により知事が定めるもののほか、知事の承認を受けて、施設の管理に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年七月八日規則第九十八号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛知県流域下水道一般利用施設管理規則の規定は、平成十八年四月一日以後の愛知県流域下水道条例(昭和五十五年愛知県条例第一号)第五条に規定する一般利用施設(以下「施設」という。)の管理及び利用について適用し、同日前の施設の管理及び利用については、改正前の同規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成三十一年三月二十九日規則第三四号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

---